

芦屋町障害者計画
令和2年度取組結果・令和3年度計画表

評価	事業数	%
◎	41	64
○	18	28
△	3	5
—	2	3
合計	64	100

凡例
「評価」の区分

- ◎ : 計画の目標を達成した
- : 概ね計画を達成した
- △ : 計画どおりに実施できなかった
- : 本年度は該当施策はなかった

芦屋町障害者計画【R2】評価・【R3】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野1:安心な暮らしの実現

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は該当施策はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R2計画	R2取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R3計画
(1) 生活環境の整備	外出・移動支援	◆体育施設やレジャープール、タウンバス等の利用料について、引き続き障がい者割引を行います。	生涯学習係	・総合運動公園使用料割引制度の周知を行うため、町のホームページ、福祉課が発行している「福祉のしおり」、広報あしや(町の広報誌)に情報を掲載する。	・福祉課が発行している「福祉のしおり」に掲載した。 ・町のホームページ及び広報あしやへの掲載はしていない。	△	・総合運動公園使用料割引制度をいろいろな手段で知ることができるように周知する必要がある。	・総合運動公園使用料割引制度を、町のホームページ、福祉課が発行している「福祉のしおり」に掲載する。 ・障がい者に関連する記事などが掲載される時期に合わせ、総合運動公園使用料割引制度について、広報あしやに情報を掲載する。
			産商工業観光係	・引き続きレジャープールでの割引(入場料半額)を実施するとともに、町のホームページ及び福祉のしおりに周知する。	・福祉のしおりにて周知したが、コロナウイルス感染症の影響により、レジャープールが営業中止となった。	○	・特になし	・令和3年度も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、営業中止となる。
			地域振興・交通係	・芦屋タウンバスについて、障がい者割引を実施する。(継続) ・芦屋町巡回バス(無料)について、障がい者及びその介添者を利用対象者とする。(継続)	・芦屋タウンバスについて、障がい者割引を実施した(継続)。 ・芦屋町巡回バス(無料)について、障がい者及び介添者を利用対象者とした(継続)。	◎	・令和2年度よりタウンバス及び市営バスの町内100円運賃試行を実施しており、今後も継続するため市営バスの路線・便数の確保が必要である。	・芦屋タウンバスについて、障がい者割引を実施する(継続)。 ・タウンバス及び市営バスの町内100円運賃試行を継続する。(令和2年6月1日から令和5年3月31日) ・芦屋町巡回バス(無料)について、障がい者及びその介添者を利用対象者とする(継続)。
			環境交通係	◆「芦屋町地域公共交通網形成計画」に基づき巡回バスの運行やルートの見直し等を行い、障がい者等の外出や移動を支援します。	・新路線の検証を行う。検証方法については検討する(検証結果によっては路線変更を行う予定である)。 ・新路線の検証を行い、一部路線変更・バス停新設を行った。また、利用者の利便性向上のため、バス停ベンチ20台の設置を行った。	◎	・継続的なニーズ調査を行う必要がある。	・利用者の利便性向上のため、バス停ベンチ8台の設置を行う。 ・タウンバスの利用者へのアンケート調査を行う(継続)。
	住宅バリアフリー化の推進	◆町営住宅においては「芦屋町町営住宅長寿命化計画(後期)」に基づく改善や整備を行います。 ◆一般住宅においては、障がい者の状況に応じた住環境の整備として地域生活支援事業等により住宅改修を支援します。障がい者等の外出や移動を支援します。	環境住宅係	・緑ヶ丘団地7-3棟のエレベーター設置工事を行う。(繰越事業) ・緑ヶ丘団地7-7棟のエレベーター設置工事を行う。 ・緑ヶ丘団地7-6棟へエレベーターを設置するための実施設計を行う。	・緑ヶ丘団地7-3棟のエレベーター設置工事を行った。 ・緑ヶ丘団地7-7棟のエレベーター設置工事を行った。 ・緑ヶ丘団地7-6棟のエレベーター設置のための実施設計を行った。	◎	・令和3年度の町営住宅長寿命化計画の更新の際に、障害者計画を視野に入れた計画を作成する必要がある。	・緑ヶ丘団地7-6棟のエレベーター設置工事を行う。 ・緑ヶ丘団地7-9棟のエレベーター設置のための実施設計を行う。
			障生福祉支援係	・サービスガイド、福祉のしおり等により周知を継続する。 ・地域生活支援事業等、相談に応じ必要な支援を相談支援員へ案内する。	・サービスガイドや福祉のしおりに掲載し周知を図った。 ・相談支援員に対して、地域生活支援事業等制度について周知した。	◎	・障がい者へ必要な支援が行き届くよう周知を継続して行っていく必要がある。	・サービスガイド、福祉のしおり等による周知を継続する。 ・地域生活支援事業等、必要な支援を相談支援員や民生委員・児童委員へ周知する。
	道路・公共施設の推進バリアフリー化	◆障がい者等が利用しやすいよう「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、計画的に公共施設のバリアフリー化を進めます。 ◆計画的に道路のバリアフリー化を進めるとともに、県道等の整備についても県へ働きかけを行います。	都市建設整備係	下記の予定工事設計にバリアフリー化を検討する。 ・緑ヶ丘団地7棟エレベーター設置工事(その2) ・芦屋小学校プール改修工事 ・庁舎事務室改修工事 ・国民宿舎外構補修工事	・計画通り工事を遂行した。 ・緑ヶ丘団地7棟エレベーター設置工事 ・芦屋小学校のプールにスロープ・手すりの設置 ・庁舎の相談室の扉を引き戸に改修 ・国民宿舎外構の段差解消(インターロッキング)	◎	・バリアフリー化されていない施設がある。	下記の予定工事設計にバリアフリー化を検討する。 ・緑ヶ丘団地エレベーター設置工事(6棟) ・緑ヶ丘団地9棟改修工事 ・芦屋釜の里収蔵展示施設改修工事
			都市土木係	・国道495号(役場前)路線の歩道拡幅、自歩分離及び歩道の点字ブロック設置工事(R2計画分)を実施する。	・国道495号(役場前)路線の歩道拡幅、自歩分離及び歩道の点字ブロック設置工事(R2計画分)を実施した。 実施延長L=131m	◎	・事業が滞らぬ様、引き続き県事業との調整を図る必要がある。	・国道495号(役場前)路線の歩道拡幅、自歩分離及び歩道の点字ブロック設置工事(R3計画分)を実施する。 実施延長L=109m ・役場玄関前の点字ブロック等整備工事を実施する。

芦屋町障害者計画【R2】評価・【R3】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野1:安心な暮らしの実現

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は該当施策はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R2計画	R2取組結果・実績(具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R3計画
(1)生活環境の整備	緊急時の支援体制の充実	◆自主防災組織への活動支援を行うとともに、新たな組織設置へ向けた働きかけを行います。	総務課係	・既存の自主防災組織への活動支援のあり方を避難訓練などを通じて、実態把握を行うとともに先進自治体の取組の調査研究をすすめる。	・区長会(8月)で全区長を対象に、防災に対する知識の啓発を行うとともに、出前講座や訓練を実施する際に総務課が支援する旨案内した。 ・大君区で出前講座を実施し、災害時取るべき対応、コロナ禍における避難行動、町の対策などを説明した。 ・共助が進む先進自治体の取組の調査研究を進めたが、コロナ禍の影響もあり、地域での避難訓練などの支援要請はなかった。	○	・4自治区(浜口、第一緑ヶ丘、金屋、中小路)で自主防災組織が結成に至っていない。	・区長会等の地縁団体に対し、防災に関する知識の啓発を行うとともに、地域での訓練実施の際の支援を行う。 ・防災士の資格取得にあたる受験費、教材費、登録料などの必要経費を町が負担し、防災士育成事業を案内するとともに、地域での防災士定着を図っていく。
		◆各種ハザードマップの住民への周知を行います。	総務課係	・令和2年4月に総務課に配置された危機管理官を中心に、ハザードマップを出前講座等の際に、活用し、周知に努める。 ・6月、11月頃の年2回の避難訓練を実施する中で、商工業者や児童、生徒の参加もあるため、ハザードマップの活用を啓発していく。 ・マイタイムラインについてハザードマップの活用と併せて周知する。	・区長会、大君区での出前講座等を実施し、ハザードマップの見方などを説明し、自宅や地域の危険状況を確認していただいた。 ・コロナ禍のため、6月は職員を中心とした情報伝達訓練となったが、11月の避難訓練では、地域住民、児童、生徒も参加した地震津波避難訓練を実施した。(参加者1,310名)また、展示パネルや配布資料でハザードマップやマイタイムラインについて周知した。	◎	・第2次地域福祉計画策定時の住民アンケート(H30)では、若年者ほどハザードマップを確認していない割合が多く、(20代の84.4%が確認していないと回答)50代未満への層の働きかけ、周知が課題である。	・出前講座等において、ハザードマップの活用と周知を図る。 ・避難訓練を実施する際は、自身の住む地域をハザードマップで確認するよう周知し、避難行動時に活用してもらうようにする。 ・マイタイムラインについてハザードマップの活用と併せて周知する。
		◆早期の避難行動ができるよう、情報伝達等の向上を目指します。	総務課係	・災害情報を屋内でも聴取、視認できる戸別受信機の令和3年度末への各戸配布に向け、所要の事務手続きを進めていくとともに、導入に向け住民に周知する。 ・戸別受信機の導入にあたっては、視覚、聴覚に障がいがある人にも適切に情報が伝わるよう、導入事業者と調整を進めていく。	・戸別受信機について、各戸配布に向けた各種事務事業を進めた。 ・導入する戸別受信機については、音声の読み上げ、文字での受信が可能であり、視覚、聴覚に障がいがある方でも適時、適切に情報伝達が可能となる機器を選定した。	◎	・災害弱者へわかりやすく伝えていく方法が課題である。	・戸別受信機については、令和4年度から使用できるよう着実に事務を進めるとともに、各戸配布前に導入に向けた住民周知を行う。 ・災害対策基本法の改正が予定されており、避難勧告がなくなり、避難指示に一本化される見込みとなっている。出水期において、適切な避難行動ができるよう、広報あしやなどを通じて、住民に周知する。
		◆避難行動要支援者名簿の更新と個別計画の作成支援等により、障がい者等の支援体制の充実を図ります。	高齢者福祉課	・避難行動要支援者名簿を更新するとともに、名簿の取扱い、活用に関する個人情報保護研修会を実施する。 ・広報あしや6/1号で避難行動要支援者名簿および個別計画の策定に向けた周知を行う。 ・個別計画の策定において、自治防災組織等の要請に応じて、要支援者マップづくりの支援などを行う。	・避難行動要支援者名簿を更新した。なお、更新に際して開催予定であった、名簿の取扱い・活用に関する個人情報保護研修会は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止したが研修資料の配布を行った。 名簿登録同意者 764名 全対象者 1,942名 研修会参加者 0名(中止)	○	・国の動向を踏まえて、全ての自治区において、避難行動要支援者に係る個別の避難計画が策定されるよう地域の取組みを支援していく必要がある。	・避難行動要支援者名簿を更新するとともに、名簿の取扱い・活用に関して関係者への周知を行う。 ・広報あしやで避難行動要支援者名簿および個別計画の策定に向けた周知を行う。 ・個別計画の策定において、総務課と調整しながら、自治防災組織等の要請に応じて、要支援者マップづくりを支援するなどの取組を進める。
		◆災害発生時等の要支援者への支援を充実させるため、町内の障がい福祉サービス事業所との連携を進めていきます。	障がい者福祉課	・町内の障がい福祉サービス事業所との連携を継続していく。 ・災害時の行動マニュアルに基づいた図上訓練を実施する。	・災害時の行動マニュアルに基づき、想定される事例をあげ、6月に図上訓練を実施した。	◎	・災害時等に協定に基づき、避難対応が行えるようにしていくことが必要である。	・町内の障がい福祉サービス事業所との連携を継続していく。 ・災害時の行動マニュアルに基づいた図上訓練を実施する。

芦屋町障害者計画【R2】評価・【R3】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野2:情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R2計画	R2取組結果・実績(具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R3計画
(1) 障がい者に配慮した情報提供等の充実	情報提供の充実	◆視覚障がい者が行政情報を円滑に得られるよう、広報紙の内容を音声によって提供します。	企画 広報 情報 係	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者等に向けて広報あしやを音声で提供する。 ・広報あしやの音声データを提供していることについて、広報紙とホームページで周知する。 ・ウェブアクセシビリティに対応したホームページを作成するために、役場全職員対象の研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報あしやの録音を行い音声での提供を行った(対象者2名)。 ・広報あしや(7/15号、11/15号、1/10号)の記事及びホームページで、広報あしやを音声で提供していることを周知した。 ・職員を対象にホームページ作成研修を実施し、ウェブアクセシビリティ技術の向上に努めた。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブアクセシビリティに対応した記事が今後も作られるよう、担当職員への定期的な研修やホームページ掲載記事の内容確認が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者等に向けて広報あしやを音声で提供する。 ・広報あしやの音声データを提供していることについて、町のホームページと広報あしやで周知する。 ・ウェブアクセシビリティに対応したホームページを作成するために、職員研修を実施する。また、各課へホームページ掲載記事の内容の点検や改善を促す。
		◆障がい者等の情報取得を支援する機器の貸出を行うとともに、コミュニケーションを手助けする助聴器等を行政窓口等へ設置します。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・点字テプラ、聴覚障がい者用ポータブルレコーダーの貸出を行う。 ・障がいの状況に合わせ、助聴器やコミュニケーションボードを活用し対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 貸出物品 <ul style="list-style-type: none"> ・点字プリンター ・点字テプラ ・拡大読書器 ・ポータブルレコーダー 貸出件数 0件 ・拡大読書器:芦屋図書館に設置 ・相談や手続き等必要に応じて、福祉課に設置している助聴器及びコミュニケーションボードを活用し対応した。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口対応時等、情報支援機器を活用しコミュニケーションが図れるようにしていくことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・点字テプラ、聴覚障がい者用ポータブルレコーダーの貸出を継続する。 ・障がいの状況に合わせ、助聴器やコミュニケーションボードを活用し対応する。
(2) 障がい者の意思疎通支援の充実	意思疎通支援	◆聴覚障がい者等が、日常生活において円滑な意思疎通が行えるよう手話通訳者の派遣を行います。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者派遣事業を継続し、聴覚障害者の日常生活での自立を支援する。 ・手話通訳者派遣が円滑になされるよう、手話通訳者派遣事業利用登録者の情報を手話通訳者と共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者登録 2名 ・手話通訳者派遣延回数 40回 ・手話通訳者派遣延時間 68時間 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な時に迅速に派遣できるよう、手話通訳者と連携を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者派遣事業を継続し、聴覚障害者の日常生活での自立を支援する。 ・手話通訳者派遣が円滑になされるよう、手話通訳者派遣事業利用登録者の情報を手話通訳者と共有する。
		◆聴覚障がい者等への円滑な手続きの支援を行うため、行政窓口到手話通訳者を設置します。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内に手話奉仕員を配置する(1名)。 ・コロナ感染拡大防止のため、令和2年度は、手話奉仕員養成講座は中止となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員を庁内に1名配置し、聴覚障がい者の手続き等がスムーズに進むよう支援した。 ・手話奉仕員養成講座基礎編は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため開催が中止となった。 ・講座が開催されなかったため、町のホームページや広報あしやでの掲載は行わなかった。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員が不足しているため、育成をしていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内に手話奉仕員を配置する(1名)。 ・手話奉仕員養成講座(基礎編)の開催(25回)。期間: 6/30~1/19 場所: 中間市地域交流センター ・町のホームページや広報あしやで手話通訳者の研修会等について周知する。

芦屋町障害者計画【R2】評価・【R3】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野3:差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R2計画	R2取組結果・実績(具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R3計画
(1) 障がいに対する理解の推進	障がいについての啓発	◆障がい等によって生じる暮らしづらさへの理解を広めるとともに、障がい者等への差別をなくすため、広報等による啓発を行います。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・12月3日～9日までの障害者週間にあわせ、広報あしやにて、障がい者への理解等を働きかける記事を継続して掲載する。 ・人権まつりでの啓発を継続する。 ・ヘルプカードを提示された人が、提示した障がい者へ援助や配慮が行えるよう、ヘルプカードのポスター掲示、チラシ、ヘルプカードの配布を行い、ヘルプカードについて広く周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナにより人権まつりが開催されなかったため啓発を行うことができなかった。 ・まごころ製品(授産品)と障がいの理解促進冊子を成人式や高齢者ウォーキング大会で配布した。 ・援助や配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプカード」とチラシを民生委員・児童委員へ配布した。 ・民生委員・児童委員へ福祉のしおりを基に勉強会を行い、ヘルプカード、ヘルプマークについて周知した。 ・ヘルプマークのポスターを、庁舎内の掲示板へ掲示した。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者への理解を進めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・12月3日～9日までの障害者週間にあわせ、広報あしやにて、障がい者への理解等を働きかける記事を掲載する。 ・人権まつりでの啓発を行う。 ・ヘルプカードを提示された人が、適切な援助や配慮を行うことができるよう、ヘルプカードのポスター掲示、チラシ、ヘルプカードの配布を行い、ヘルプカードについて広く周知を図る。
	事業者による合理的配慮の推進	◆障害者差別解消法の周知を行い、事業者による合理的配慮の提供を促します。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・広報及び町のホームページで「障害者差別解消法」及び「芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」の掲載を継続し合理的配慮の周知をする。 ・12月3日～9日までの障害者週間に合わせて、商工会報に障がい者への合理的配慮について記事掲載を依頼し、事業者へ周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町のホームページで「芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」について継続して掲載し、さらに、リーフレットにより合理的配慮の周知をした。 ・商工会報(10月発行分)に障がい者への合理的配慮について記事の掲載依頼をし、チラシの配布を行った。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会と連携し継続して事業者に対し、合理的配慮について周知をしていくことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報及び町のホームページで「障害者差別解消法」及び「芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」の掲載を継続し合理的配慮の周知をする。 ・12月3日～9日までの障害者週間に合わせて、商工会報に障がい者への合理的配慮について記事掲載を依頼し、事業者へ周知する。
	学習機会の提供	◆人権まつりを開催し、障がい者団体等による催しや作品に触れ障がいへの理解を深める機会を提供します。	生涯学習係 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・12月4日～10日の人権週間にあわせて、第22回芦屋町人権まつりを開催し、ふれあいイベント等で障がい者団体による催しを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権まつりは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となったため、障がい者団体による催しは実施できなかった。 ・人権まつりが中止となったため、代替啓発として12月1日号広報あしやにて「障がい者の人権」をテーマに啓発記事を掲載し、町民に対して障がい者への理解を深める機会を提供した。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を講じた上で、障がい者団体による催しを実施する方法について検討する必要がある。 ・人権まつりを通して、多くの方に障がい者理解を深める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・12月4日～10日の人権週間にあわせて、第23回芦屋町人権まつりを開催し、来場者に障がい者への理解を深める機会の提供に努める。
	障害者差別解消法に基づく町条例	◆障害者差別解消法に基づく町条例を制定し、差別の解消等を推進します。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・町のホームページ及び広報あしやで掲載し継続して周知を図る。 ・人権まつり等に合わせ障害者差別解消の推進に関するリーフレットの配布をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遠賀郡4町で障害者差別解消法及び町条例の内容がわかるリーフレットを作成し、町のホームページに掲載し周知した。 ・新型コロナウイルスの影響により、人権まつりは中止となったが成人式や高齢者ウォーキング大会で、障害者差別解消の推進に関するリーフレットを配布した。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の内容の周知を継続していくことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町のホームページへ掲載し継続して周知を図る。 ・人権まつり等に合わせ障害者差別解消の推進に関するリーフレットの配布をする。

芦屋町障害者計画【R2】評価・【R3】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野3:差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった ー:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R2計画	R2取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R3計画
(2) 権利擁護の推進	権利擁護の推進	◆障がい者の権利や財産を守るための成年後見制度の周知を行います。	高齢者支援係	<ul style="list-style-type: none"> 中核機関による研修や相談などにより、成年後見制度の周知、理解を図る。 成年後見制度について、引き続きチラシ、ポスター掲示広報あしやや町のホームページに掲載し周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 中核機関を設置し、住民からの相談に専門職が対応する環境を整備するとともに、講演会等を通じて制度の周知を図った。 成年後見制度利用促進計画を策定し、計画的に制度の周知・浸透を図っていくうえで目標を明確にした。また、広報あしや・HPで出張相談会の開催を伝えただけ、広報あしや3月号に成年後見制度の説明記事を掲載した。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の利用を必要とする住民に確実に情報が届くよう、成年後見制度利用促進計画にのっとり、周知を進めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 中核機関と協力しながら、住民からの相談に適切に対応する。 成年後見制度が住民にとって身近な制度となるよう、町のホームページや広報あしや等を通じた啓発を行う。 郡内3町及び中核機関と連携し、制度の啓発のための講演会を開催する。
		◆成年後見制度利用の相談に応じるとともに、養護者がいない場合等の成年後見制度の利用支援を行います。	高齢者支援係	<ul style="list-style-type: none"> 中核機関と協力しながら、住民に対する成年後見制度の啓発、ケアマネジャー等を対象とした制度勉強会の実施等を行い、制度の利用を必要とする人が、制度を利用できる環境づくりを進めていく。 中核機関による「成年後見制度」に関する相談、周知、制度の支援を行う。 地域福祉計画推進委員会で審議を図り、成年後見制度利用促進基本計画を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 中核機関(北九州市成年後見支援センター)への相談件数は13件あった。 制度に関する記事を広報あしやに1年間で7回掲載した。 成年後見制度利用促進計画を策定した。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 制度の利用を必要とする人を最も近くで見ている家族や、ケアマネジャー等の介護職に対して制度の周知を図り、制度の利用を必要とする人を取りこぼさないネットワークの構築が必要となる。 成年後見制度を必要としながら、金銭的な問題などから、成年後見制度の利用に困難を抱えている人に対して、制度利用につながる支援を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度の利用を必要とする人が取り残されることがないように、住民向け講演会、介護職向け勉強会などをおして、広く制度の周知を図る。 成年後見制度利用支援事業を実施して、申立人のなり手がいない人や、後見人等に対する報酬を支払う金銭的余裕がない人など、制度の利用に困難を抱えている人を支援する。
			障がい者・生活支援係	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度についての相談時、地域包括支援センターの社会福祉士と連携をとり、必要時、相談支援機関や関係機関へつなぐことで、必要な制度が利用できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度について障がい者の相談はなかったが、地域包括支援センターと連携し、関係機関へつなぐ準備を整えた。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 必要な制度を利用できるよう中核機関とともに支援を継続していくことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度についての相談時、地域包括支援センターの社会福祉士と連携をとり必要時には相談支援機関や関係機関へつなぐことで必要な制度が利用できるようにする。
(3) 障がい者虐待の防止	障がい者虐待の防止	◆障がい者虐待について広報紙や町のホームページへ掲載し広報・啓発活動により、虐待の防止を図ります。	障がい者・生活支援係	<ul style="list-style-type: none"> 12月3日～9日の障害者週間に合わせ、障がい者虐待について広報あしやに掲載し、ポスターやチラシ、ホームページ等にて継続して啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者虐待防止について、チラシを福祉課窓口にて配架した。 町のホームページにて通報や相談の問い合わせ先を掲載した。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 虐待の防止につながるよう、虐待への啓発を継続していくことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 12月3日～9日の障害者週間に合わせ、障がい者虐待について広報に掲載し、ポスターやチラシ、ホームページ等にて継続して啓発を行う。
		◆障がい者虐待を疑われる事案の相談や通報に応じ、関係機関と連携して障がい者虐待の早期対応を図るとともに、養護者のケアを行います。	障がい者・生活支援係	<ul style="list-style-type: none"> 虐待に的確に対応できるよう研修会等に参加し職員の資質の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成研修に参加し、資質の向上を図った。 障がい者虐待の相談実績はなかった。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者虐待についての的確に相談対応できるよう職員の資質向上が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 虐待に的確に対応できるよう研修会等に参加し、職員の資質の向上を図る。

芦屋町障害者計画【R2】評価・【R3】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野4:自立した生活や意思決定支援の推進

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R2計画	R2取組結果・実績(具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R3計画
(1) 相談支援体制の充実・強化	相談窓口の充実	◆相談支援事業所による一般相談窓口を設置し、障がい者の相談対応の充実を図ります。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 一般相談窓口(委託)を継続して設置する。「みどり園」「まつかぜ荘」 ※ゆり庵は業務廃止 相談や障がい福祉サービスの利用、社会資源の利用等について、窓口で情報提供等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口2か所設置 指定特定相談支援事業所 *みどり園 *まつかぜ荘 相談件数 2件/年 相談や障がい福祉サービスの利用、社会資源の利用等について、上記事業所の案内を行った。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 一般相談窓口(委託)を引き続き設置する。 窓口での情報提供を継続し、相談対応を充実させる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般相談窓口(委託)を継続して設置する。「みどり園」「まつかぜ荘」 相談や障がい福祉サービスの利用、社会資源の利用等について、窓口で情報提供等を行う。
		◆町ホームページ等で、障がい者等へ困りごとに応じた相談窓口の周知を図ります。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 相談受付時に、相談支援事業所の案内を行う。 相談窓口について、福祉のしおり、町のホームページにより継続して周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口について福祉のしおりに掲載し、手帳交付時や相談者へ周知した。 相談支援事業所について、町のホームページに掲載し周知した。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 必要な時に相談できるように、相談窓口について、今後も周知をしていくことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談受付時に、相談支援事業所の案内を行う。 相談窓口について、福祉のしおり、町のホームページにより継続して周知を図る。
	地域での相談活動	◆障害者相談員が障がい者の地域の相談窓口となり、福祉サービスや手続き方法の紹介等を行うほか、関係機関との連携を図ります。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者相談員2名、知的障がい者相談員1名を設置し障がい者の相談に対応する。 相談員の資質の向上をはかるために、相談員研修会への参加を促す。 障がい者手帳新規取得者や交付時に障がい者相談の窓口について説明し周知する。 町のホームページに、身体・知的障害者相談員について掲載し周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者相談員2名、知的障がい者相談員1名を設置し障がい者の相談に対応できるようにした。 相談件数 0件 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、福岡県身体障がい者相談員研修会には参加できなかった。 町のホームページに、身体・知的障がい者相談員を顔写真入りで掲載し、相談員の周知を図った。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 身体・知的障がい者相談員の資質の向上及び相談窓口の周知を継続して行っていくことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者相談員2名、知的障がい者相談員1名を設置し障がい者の相談に対応する。 相談員の資質の向上をはかるために、相談員研修会への参加を促す。 障がい者手帳新規取得者や交付時に障がい者相談の窓口について説明し周知する。 町のホームページに、身体・知的障害者相談員について掲載し周知する。
		◆民生委員が障がい者の地域の相談窓口となり、福祉サービスや手続き方法の紹介等を行うほか、行政機関へつなぐ等の対応を行います。住民がより気軽に相談できるよう、研修等でスキルアップを図ります。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 地域での相談活動に従事する民生委員と連携を図り必要な福祉サービスや支援等へつなぐ。 障がい者福祉サービス等について把握できるように民生委員へ身体・精神障がい者福祉のしおりを配布する。(定例会) 民生委員へ必要に応じ各種研修会の案内を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 一斉改選後の新任民生委員・児童委員に対し、福祉のしおりを配布し、障がい者の制度やサービスについて説明を行った。 民生委員・児童委員の障がい者担当部会に対し勉強会を行った。 役員会、定例会において、各種研修会の案内を適宜行った。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員が適切な支援を行えるよう、芦屋町の福祉サービスの知識を深めていただくことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域での相談活動に従事する民生委員と連携を図り必要な福祉サービスや支援等へつなぐ。 障がい者福祉サービス等について把握できるように民生委員・児童委員へ身体・精神障がい者福祉のしおりを配布する。(定例会) 民生委員・児童委員へ必要に応じ各種研修会の案内を行う。

芦屋町障害者計画【R2】評価・【R3】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野4:自立した生活や意思決定支援の推進

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R2計画	R2取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R3計画
(2) 福祉サービスの充実	福祉制度の周知	◆障がい者等がニーズに応じた適切な福祉サービスを受けられるよう、町ホームページやサービスガイド等で制度の周知を行います。	障がい者・生活支援係 福祉課	・福祉サービス等について町のホームページやサービスガイド等で制度の周知を継続する。 ・福祉制度等について、法や制度の改正に合わせ、町のホームページの内容を更新していく。	・サービスガイドや町のホームページに、福祉サービスについて継続して掲載した。 ・フリガナつきの福祉のしおりを作成し周知を図った。	◎	・障がい者の福祉制度やサービスについて、適時、情報の更新を行い内容を充実させていくことが必要である。	・福祉サービス等について町のホームページやサービスガイド・福祉のしおり等で制度の周知を継続する。 ・福祉制度等について、法や制度の改正に合わせ、町のホームページの内容を更新していく。
	障害福祉サービスの充実	◆障害者総合支援法に基づき、障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活が営めるよう、個々のニーズに応じて居宅介護や放課後等デイサービス等のサービスを提供します。また、遠賀・中間地域で連携を取りながらサービス等を検討していきます。	障がい者・生活支援係 福祉課	・障がい者の自立支援のため、居宅介護や生活介護等の介護給付、共同生活援助、就労支援等の訓練給付を支援を必要とする障がい者へ町の要綱に基づいて提供する。 ・地域生活支援拠点について、未実施事業(体験の場の提供)等の制度設計について協議を継続する。	・支援を必要とする障がい者から相談を受けた時に、聞き取りや相談支援専門員との連携により、対象者にとって必要なサービスを検討した。その上で、障害者総合支援法・児童福祉法に基づいて支給を決定し、福祉サービスを提供した。 ・遠賀・中間地域での地域生活拠点等の体制整備に取り組んだ。 *体験の機会・場の提供」のマニュアル作成 *緊急時受け入れ施設の見学 *精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムについて勉強会参加 *地域生活支援拠点等評価シートの作成	◎	・対象者にとって必要なサービスを提供できるよう、引き続き相談対応や相談支援専門員等との連携が必要である。 ・地域生活支援拠点等について、評価を行い、機能の充実を図っていくことが必要である。	・障がい者の自立支援のため、居宅介護や生活介護等の介護給付、共同生活援助、就労支援等の訓練給付、障がい児通所支援等を必要とする障がい者へ障害者総合支援法・児童福祉法に基づきサービスの提供をする。 ・地域生活支援拠点等について、機能の充実を図るため1市4町(中間市・遠賀郡)での協議を継続する。
		◆放課後等デイサービス「芦屋すてっぷくらぶ」を運営し、障がい児へ日中過ごす場所を提供します。	障がい者・生活支援係 福祉課	・放課後等デイサービスにより、障がい児へ日中過ごす場所を提供する。 ・町のホームページに利用案内を掲載するとともに、4月の特別支援学級の新入生の保護者に対し、利用案内を送付する。	・町の要綱に基づいて福祉サービスを提供した。利用実人数 8名 延人数 671名 開所延日数 265日 (R3.3.31時点) ・芦屋すてっぷくらぶのチラシを作成し、相談時や教育相談会の時に配布をした。また、2月15日号の広報あしやへ掲載し周知した。	◎	・サービス利用が必要な障がい児に、サービス提供ができるように、芦屋すてっぷくらぶの周知を継続して行う必要がある。	・放課後等デイサービスにより、障がい児へ日中過ごす場所を提供する。 ・チラシの配布や広報掲載を行い、周知をしていく。
		◆遠賀郡4町で「障害者支援センターさくら」を運営委託し、障がい者へ日中過ごす場所を提供します。	障がい者・生活支援係 福祉課	・引き続き障害者支援センターさくらの運営委託を継続しつつ、民営化を含めた運営方法を検討する。	・遠賀郡4町でさくらの運営方法(直営・民営化)について検討し、民営化の方向で進めることとなった。	◎	・「障害者支援センターさくら」の運営等を民営化する際の、施設の取扱い、修繕対応等が課題である。	・さくら改修工事、移譲について、スケジュール含遠賀郡4町で協議を行う。 (・R4年度 さくら改修工事施工・R5年度 移譲)
	町のサービスによる生活支援	◆緊急通報装置貸与事業や福祉タクシー料金助成事業等により、障がい者等の在宅生活を支援します。 【事業名】 ・高齢者等配食サービス事業 ・寝具洗濯乾燥サービス事業 ・緊急通報装置貸与事業 ・救急医療情報キット給付事業 ・自動車改造費助成事業 ・福祉タクシー料金助成事業 ・重度心身障害者介護用品給付サービス事業 ・心身障害者扶養共済制度助成事業	高齢者支援係 福祉課	・相談者の意向に沿った支援ができるよう、サービス利用状況の把握を行い、ニーズに合ったサービスの提供を行う。	・高齢者等配食サービス事業 利用実人数 78名 ・寝具洗濯乾燥サービス事業 利用数 1名 ・緊急通報システム事業 利用数(延べ) 31名 ・救急医療情報キット給付 年度中配布 15個(累積1,044個)	◎	・利用者が限られているサービス(寝具洗濯乾燥サービス等)について、ケアマネジャー等を通じた事業啓発を行っても利用者が増えない状況であり、これらについて町がサービスを提供する必要性を検討すべきである。	・サービスの利用状況による評価を行い、サービスごとに、今後の必要性について検討を行う。 ・サービスの利用を必要とする人に対し、情報が確実に届くよう、民生委員やケアマネジャーなど、本人の身近な人を通じた情報提供を行う。
			障がい者・生活支援係 福祉課	・民生委員児童委員協議会等で、サービス内容について説明し、住民への周知を依頼する。 ・身体・精神障がい者福祉のしおりで、相談者や手帳交付者へ周知する。	・自動車改造費助成事業 利用数 0名 ・福祉タクシー料金助成事業 利用数 103名 配布数 145冊 利用率 55% ・重度心身障害者介護用品給付サービス事業 利用数 2名 ・心身障害者扶養共済制度助成事業 新規加入 0名	◎	・支援を必要とする人に、必要な情報が確実に届くよう、情報提供の手法についての工夫が必要である。	・相談者の意向に沿った支援ができるよう、サービス利用状況の把握を行い、ニーズに合ったサービスの提供を行う。 ・民生委員・児童委員協議会等で、サービス内容について説明し、住民への周知を依頼する。 ・身体・精神障がい者福祉のしおりで、相談者や手帳交付者へ周知する。
(3) 意思決定支援の推進	相談員による意思決定支援	◆障がい者の人格や個性を尊重し、生活における自己決定・自己選択の支援を行うため、相談員による計画相談等の利用を促進します。	障がい者・生活支援係 福祉課	・障がい児のセルフプランを計画相談へ移行するよう、障がい福祉サービスの更新時に案内する。 ・障がい者(児)に適した福祉サービスが受けられるよう、相談支援専門員や事業所と連携を継続し計画相談等の利用を促進する。	・障がい児計画相談の支給決定者数 R1:69.4%(サービス利用者数36名中25名) R2:65.7%(サービス利用者数35名中23名) ・障がい者の計画相談の支給決定者数 R1:100% R2:97.2%(サービス利用者数108名中105名。セルフプラン3名) ・相談支援専門員や事業所等と連携を図り対象者に適したサービスを提供した。	○	・すべての障がい者(児)に対して、計画相談の利用を促進していくことが必要である。 ・サービス利用者には、計画相談・障がい児相談支援の利用を勧めていく必要がある。	・障がい児のセルフプランを計画相談へ移行するよう、障がい福祉サービスの更新時に案内する。 ・障がい者(児)に適した福祉サービスが受けられるよう、相談支援専門員や事業所と連携を継続し計画相談等の利用を促進する。

芦屋町障害者計画【R2】評価・【R3】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野4:自立した生活や意思決定支援の推進

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R2計画	R2取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R3計画
(4) 障害児に対する支援	相談体制の充実	◆乳幼児健診等により、支援を要する乳幼児の早期発見を図り、療育につなげます。	健康・こども課	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携して、情報交換・情報共有を行い、早期に必要な支援へ繋げる。 母子健康手帳交付や乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問、乳幼児健康診査、転入時などで、子育て世代包括支援センターについての情報提供による周知を図り、相談しやすい体制を継続するとともに、必要な支援へ繋げる。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関(町内保育所・幼稚園、学校教育課、福祉課、子育て支援係、子育て支援センター等)と日頃から連携を深め、適宜情報交換・情報共有を行い、必要な支援を行った。 三課(学校教育課、健康・こども課・福祉課)情報共有会議を1年に3回行った。 転入時、母子健康手帳交付時など子育て世代包括支援センターの周知を行った。 乳児家庭全戸訪問や養育支援訪問、乳幼児健康診査などで、ことばや発達の相談があった場合は、ほほえみ相談(ことばや発達の相談)や乳幼児健康診査の小児科医師に相談して、必要な支援に繋げた。 1歳6カ月児健康診査は受診率87.5%、3歳児健康診査は受診率91.5%。受診率目標は共に93%。今年度の受診率低下の要因としては、新型コロナウイルス感染症拡大のため、受診を控えていた方が多かったと考えられる。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との情報交換や連携会議などで相談体制の連携の充実に努める必要がある。 乳幼児健康診査や転入時など子育て世代包括支援センターについての情報提供を徹底して、相談しやすい体制を継続する必要がある。 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を十分にいき、感染対策を徹底していることを周知して、受診を控えないよう、勧奨していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携して、情報交換・情報共有を行い、早期に必要な支援へ繋げる。 母子健康手帳交付や乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問、乳幼児健康診査、転入時などで、子育て世代包括支援センターについての情報提供による周知を図り、相談しやすい体制を継続するとともに、必要な支援へ繋げる。 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を十分にいき、感染対策を徹底していることを周知して、受診を控えないよう、勧奨する。
		◆臨床心理士によることばの相談により、支援を要する幼児の早期発見を図り、療育につなげます。	健康・こども課	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付や乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問、乳幼児健康診査、転入時などで、ほほえみ相談についての情報提供を徹底して、ことばや発達について相談しやすい体制を継続する。 令和2年度よりほほえみ教室(親子発達教室)を開始する。ほほえみ相談の相談者のうち支援が必要とされた児に対しては、教室を案内する。教室では、母子に対して人と関わることの楽しさや社会生活を送る上での必要な技術を教えることで、乳幼児の健全な発達に向けて支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ほほえみ相談(ことばや発達の相談)を実施して、支援を要する幼児の早期発見を行った。 保育園・幼稚園と連携して、ことばや発達について乳幼児の相談を受けた場合は、臨床心理士に繋げた。 ほほえみ相談(ことばや発達の相談)は、実施回数9回、相談実人数31人、延人数43人。 乳幼児健康診査時のほほえみ相談人数は、1歳6カ月児健康診査時2人、3歳児健康診査時7人。 ほほえみ教室(親子発達教室)は、実施回数7回、参加実人数7人、延人数19人。令和3年度継続参加実人数5人。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5回中止となっている。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携を深めて、定期的に情報交換・情報共有を行い、支援を要する幼児を相談に繋がれるようにする必要がある。 乳幼児健康診査や転入時など、ほほえみ相談についての情報提供を行い、ことばや発達について相談しやすい体制を継続する必要がある。 ほほえみ教室は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止になることが多く、継続的に教室が開催出来ていない状況である。適宜、電話フォローするなど、育児相談を必要に応じて実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付や乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問、乳幼児健康診査、転入時などで、ほほえみ相談についての情報提供を徹底して、ことばや発達について相談しやすい体制を継続する。 ほほえみ相談の相談者のうち支援が必要とされた児に対しては、ほほえみ教室を案内する。教室では、母子に対して人と関わることの楽しさや社会生活を送る上での必要な技術を教えることで、乳幼児の健全な発達に向けて支援する。 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ほほえみ教室が中止となった場合は、適宜電話フォローするなど、育児相談を必要に応じて実施する必要がある。
	障がい児の療育支援	◆障がい児保育への補助制度により、障がい児保育を充実します。	健康・こども課	<ul style="list-style-type: none"> 町内の私立保育所が障がい児保育を実施するために必要な保育士の加配に対し、補助金の交付を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 町内の私立保育所が障がい児保育を実施するために必要な保育士の加配に対し、補助金の交付を行った。 若葉保育所・・・対象児童 3名 交付額 888,000円 芦屋保育園・・・対象児童 3名 交付額 1,332,000円 緑ヶ丘保育園・・・対象児童 2名 交付額 851,000円 <p>※公立保育所については、私立保育所に対する補助金相当額を指定管理料に含んでいる。 【参考】 山鹿保育所・・・対象児童 2名 交付額 1,332,000円</p>	◎	<ul style="list-style-type: none"> 保育所から現在の補助金額では加配に要する経費を賸さないという声が上がっていることから、加配に際し実際に必要とする経費及び適当な補助金額について調査・検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 町内の私立保育所が障がい児保育を実施するために必要な保育士の加配に対し、補助金の交付を行う。

芦屋町障害者計画【R2】評価・【R3】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野4:自立した生活や意思決定支援の推進

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R2計画	R2取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R3計画
(4) 障害児に対する支援	障がい児の療育支援	◆臨床心理士が保育所や小中学校を訪問する巡回相談により、児童への助言をはじめ必要な支援を行います。	学校教育係	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園、幼稚園を対象にすくすく発達相談を行い、専門家からの助言を受けることで、必要な支援につなげる。3回/年 ・小学校、中学校を対象に巡回相談を行い、専門家からの助言を受けることで、必要な支援につなげる。6回/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園、幼稚園を対象にすくすく発達相談を行い、専門家から助言をいただくことで、支援につなげることができた。また、関連機関との情報共有も行った。 令和2年度:3回開催 ・小学校、中学校を対象に巡回相談を行い、専門家から助言をいただくことで、支援につなげることができた。また、関連機関との情報共有も行った。 令和2年度:5回開催 ※コロナ禍で休校期間があったため 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な支援がなされるように、今後も巡回相談を継続していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園、幼稚園を対象にすくすく発達相談を行い、専門家からの助言を受けることで、必要な支援につなげる。 3回/年 ・小学校、中学校を対象に巡回相談を行い、専門家からの助言を受けることで、必要な支援につなげる。 6回/年
		◆関係課による協議の場を設け、支援を要する児童への対応を充実させます。	学校教育係	<ul style="list-style-type: none"> ・三課(学校教育課、健康・こども課、福祉課)情報共有会議を開催し、課題や情報の共有を行うことで対応の充実を図る。3回/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・三課(学校教育課、健康・こども課、福祉課)情報共有会議を開催することで、それぞれの部署における課題や情報の共有を行った。 令和2年度:3回開催 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部署で情報を共有することで支援を充実させていくことが今後も必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・三課(学校教育課、健康・こども課、福祉課)情報共有会議を開催し、課題や情報の共有を行うことで対応の充実を図る。 3回/年

芦屋町障害者計画【R2】評価・【R3】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野5:保健事業の促進

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R2計画	R2取組結果・実績(具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R3計画
(1) 保健サービスの充実	妊婦健診・訪問指導の推進	◆若年妊産婦やハイリスク妊婦への支援のため、妊婦健診を確実に受診するよう指導します。	健康づくり係 健康・こども課	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健診の受診率(妊婦健診補助券利用回数を14回中10回以上とする)の目標を、98%以上とする。妊婦歯科健診の受診率の目標を、25%以上とする。 ・妊婦健診・妊婦歯科健診の定期受診を電話や面談にて勧めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健診の受診率(妊婦健診補助券利用回数を14回中10回以上とする)は、96.5%であった。妊婦歯科健診の受診率は、14.2%であった。 ・電話で妊婦への体調確認を行った。また、その際、妊婦健診や妊婦歯科健診の受診勧奨を行った。妊婦への体調確認(電話・面談)延103件。 	△	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健診、妊婦歯科健診の受診勧奨は、確実に実施することができた。コロナ禍の状況の中でも健診は必要性があるため、今後も、継続して勧奨していかなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健診の受診率(妊婦健診補助券利用回数を14回中10回以上とする)の目標を、98%以上とする。妊婦歯科健診の受診率の目標を、20%以上とする。 ・妊婦健診・妊婦歯科健診の受診勧奨を電話や面談にて行う。
		◆乳幼児全戸訪問を行い、出産後の指導を徹底します。	健康づくり係 健康・こども課	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時から継続して妊婦と関わることで、産後の母子への早期支援の必要性を判断する。 ・今後も医療機関(産婦人科、小児科医)等と連携をとり、母子保健事業を通して、母子の継続的な支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出生後、乳児家庭全戸訪問を88人行った。 ・低出生体重児や育児不安のある産婦には、生後2カ月よりも早く訪問に行き、母子の育児支援を行った。母の精神疾患があるなど、必要な場合は継続的に訪問支援を行った。養育支援件数延25人。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時や妊娠中の体調確認、妊婦健診の結果を確認することで、産後の母子への早期支援の必要性を判断する必要がある。 ・医療機関(産婦人科医、小児科医)等と連携をとり、出生後は母子保健事業(乳児家庭全戸訪問や養育支援訪問、乳幼児健康診査等)を通して、継続的に母子を支援する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時から継続して妊婦と関わることで、産後の母子への早期支援の必要性を判断する。 ・今後も医療機関(産婦人科、小児科医)等と連携をとり、母子保健事業を通して、母子の継続的な支援を行う。
	母子健康教育の充実	◆保護者等の支援のため、母子手帳交付時の保健指導を充実します。	健康づくり係 健康・こども課	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスク妊婦には、支援プランを作成し、実施・評価を行う。また、妊婦の個別ニーズに応じた情報提供や相談支援を継続する。 ・今後も医療機関(産婦人科医など)と連携し、早期支援を継続していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスク妊婦など、手厚い支援を要する妊婦には、支援プランを作成し、実施・評価を行った。また、妊婦の個別ニーズに応じた情報提供や相談支援を行った。支援プラン作成4件。 ・ハイリスク妊婦の支援のために、適宜医療機関との連携を図った。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も支援を必要とする妊婦を把握できる立場にある医療機関(産婦人科医院など)と連携し、早期に支援につなげていくことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスク妊婦には、支援プランを作成し、実施・評価を行う。また、妊婦の個別ニーズに応じた情報提供や相談支援を継続する。 ・今後も医療機関(産婦人科医など)と連携し、早期支援を継続していく。
		◆両親学級の参加拡大のため、保健指導の機会等に周知を行い参加を促します。	健康づくり係 健康・こども課	<ul style="list-style-type: none"> ・両親学級(3回/年)、すくすく広場(栄養士講話)、日曜日開所に伴う栄養講話、実習(4回/年)は継続して行い、母子健康教育の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・両親学級は年3回の予定だったが新型コロナウイルスの影響で年2回の開催となった。2回の開催で18人の参加があった。助産師などから話を聞くことで出産への不安が和らいだようだった。 ・すくすく広場(栄養講話)は9組の参加があり、子どもの食生活や家族の食生活を見直すきっかけとなっていた。 ・日曜日開所に伴う栄養講話、実習については新型コロナウイルスの影響で中止とした。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な情報が溢れているので正しい知識の普及が必要である。 ・参加者のニーズを把握し、知りたい情報を提供し、支援していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・両親学級(3回/年)、すくすく広場(栄養講話)を継続して行い、母子健康教育の充実を図る。 ・日曜日開所に伴う栄養講話、実習(年4回)は新型コロナウイルス感染症の影響で中止することとしているが状況をみて次年度は再開できるように調整を行う。

芦屋町障害者計画【R2】評価・【R3】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野5:保健事業の促進

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R2計画	R2取組結果・実績(具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R3計画
(1) 保健サービスの充実	健康診査・健康相談の充実	◆障がいにもつながる生活習慣病等の予防や早期発見のため、健診受診率の向上に努めます。	健康づくり係 健康・こども課	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度の目標受診率は38%となっており、目標受診率を達成するため、10月と1月に個別通知による勧奨を行い、通知後に訪問や電話等で再勧奨を実施する。また、前年度受診者へ、随時勧奨を行う。 平成30年度から開始された医療情報収集事業対象者へ訪問を行う、また過去に1回でもデータ提供をもらった人へ令和2年度も提供依頼を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者へ5月に受診券を送付し、健診の受診歴や生活習慣病の治療歴等から勧奨通知を4パターンに分け、個人の特性に応じた勧奨を11月・2月に行った。しかし、福岡県で新型コロナウイルス感染患者増大を受け、緊急事態宣言が発令されたことから、勧奨通知送付後に電話や訪問による勧奨を行えず、受診者数は前年度と比較し、集団健診で54人、個別健診で37人少なかった。70歳代は50%近い受診率であるが、年齢が若くなるにつれて受診率が低下し、40歳代は10%代と最も低かった。 令和2年度実績 32.7%(令和3年1月末現在) 医療情報収集事業についても新型コロナウイルス流行に伴い、訪問は控え郵送にて実施した結果、前年度と比較し47人少なく、データ提供があったのは15人であった。 	△	<ul style="list-style-type: none"> 特定健診受診率が減少傾向のため、若い世代への勧奨や前年度受診者の継続受診を促していく。新型コロナウイルス感染症の流行により、訪問による勧奨を積極的に実施できないため、電話や個別通知による勧奨を強化していく必要がある。 医療情報収集事業対象者については、郵送対応後、電話にて勧奨しデータ提供数を増やし、受診率向上を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の目標受診率は45%となっている。若い世代の受診率が低いため、40歳・45歳・50歳・55歳・60歳の節日の年の健診自己負担金を無料とする。5月に受診券を対象者全員に送付し、未受診者には10月と1月に個別通知による再勧奨を行い、通知後に電話等で勧奨を行う。また、継続受診率向上のため、前年度受診者へ、前年度受診した翌月に随時勧奨を行う。 医療情報収集事業やデータ提供依頼については、過去1回でも協力してもらった人へ令和3年度も提供依頼を行う。
		◆健診の結果に応じて特定保健指導を実施し、重症化予防を図ります	健康づくり係 健康・こども課	<ul style="list-style-type: none"> 特定健診の結果、受診勧奨判定値以上の人へ紹介状を発行し未受診者に対し、受診再勧奨を実施する。また、紹介状を渡した3か月後を目途に紹介状の返信がない人へ電話やレセプト確認を行い受診の有無を確認する。未受診の場合は再勧奨を行う。 糖尿病性腎症重症化予防プログラムを個別健診受診者にも行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度は紹介状を38人に発行し3月末時点で29人(76%)が医療機関につながっている。また未受診者については電話で医療機関への受診勧奨や令和3年度の特定健診の受診勧奨を行った。 糖尿病性腎症重症化予防プログラムについては、今年度より個別受診者も対象とし35人が該当した。集団健診での該当者は20人でそのうち15人がプログラムに同意した。個別健診受診者は15名が該当し、同意した人はいなかった。またプログラム対象者のうち医療機関未受診者は一人であり電話での受診勧奨を実施した。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 検診結果が受診勧奨判定値以上の人で、医療機関未受診の人を減らすため、勧奨を強化する必要がある。 糖尿病性腎症重症化予防プログラムの同意率を向上する。特に個別健診受診者の同意率の向上が課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定健診の結果、受診勧奨判定値以上の人へ紹介状を発行し、医療機関への受診を勧める。また紹介状発行から3か月後を目途に紹介状の返信のない人のレセプトによる受診の確認を行い、未受診の場合は再勧奨を行う。 糖尿病性腎症重症化予防プログラムの同意を個別健診受診者にも得られるように、かかりつけ医との連携を図る。

芦屋町障害者計画【R2】評価・【R3】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野6:行政における配慮の充実

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R2計画	R2取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R3計画
(1) 行政における合理的配慮の推進	合理的配慮の提供	◆職員研修を行い、町職員による障がい者等への差別の解消及び合理的配慮に対する理解を深めます。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・差別解消法や合理的配慮に関する職員研修会の実施予定。 ・新人職員に、合理的配慮職員対応マニュアルを配布し理解を深める。 ・職員掲示板に合理的配慮について掲載し周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となったが、研修資料を配布し書面研修とした。 ・差別解消法や合理的配慮に関して、町のホームページへ掲載し周知した。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も差別解消法や合理的配慮について、各職員の理解を深めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・差別解消法や合理的配慮に関する職員研修会を実施する。 ・新人職員に、合理的配慮職員対応マニュアルを配布し理解を深める。 ・職員掲示板に合理的配慮について掲載し周知する。
		◆窓口や事業等において、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮の提供を行います。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口、筆談用の白板や助聴器を設置し必要時、活用して対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での相談時などに、筆談用の白板や助聴器を設置し対応した。 ・手話奉仕員を庁内に設置した。 ・点字プリンター ・点字テブラ ・拡大読書器 ・ポータブルレコーダー <p style="margin-left: 20px;">} ボランティア活動センターへ設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拡大読書器: 芦屋図書館に設置 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対して、十分理解を深めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口、筆談用の白板や助聴器を設置し必要時、活用して対応する。

芦屋町障害者計画【R2】評価・【R3】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野7:雇用・就業の支援

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R2計画	R2取組結果・実績(具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R3計画
(1)雇用の場の拡大	障がい者雇用の促進	◆民間事業所等に対し、障がい者雇用に関する制度の周知を行い障がい者雇用の促進を図ります。	産業観光課	・ハローワーク等と連携し引き続き広報やホームページで障がい者雇用等の情報を掲載し周知する。 ・事業者への周知について、引き続き商工会と連携を図る。	・ハローワークからのポスター及びチラシを役場内に掲示及び配架した。 ・県からの障がい者雇用のチラシを、商工会会員へ配布するよう商工会へ依頼した。	◎	・障がい者雇用について、引き続き情報提供などを行う必要がある。	・ハローワーク等と連携し、引き続き広報やホームページで障がい者雇用等の情報を掲載し周知する。 ・事業者への周知について、引き続き商工会と連携を図る。
		◆障害者優先調達推進法に基づく障がい者就労施設からの物品等の調達方針により調達目標を定め、受注機会の増大を図り障がい者雇用を促進します。	障がい者福祉課	・障害者優先調達法に基づき物品等の調達を継続して行う。 ・物品等の調達実績をホームページで公表する。	・障害者優先調達法に基づいて令和2年度の障がい者就労施設等からの物品調達方針を町のホームページに掲載し、広く周知に努めた。 R2実績 31件 8,466,730円 ・庁内の課長会議で障がい者就労施設等からの物品調達を積極的に行うよう依頼し、実績増に努めた。	◎	・行政内で働きかけを行い、受注機会を拡大していく必要がある。	・障害者優先調達法に基づく物品等の調達を継続して行う。 ・物品等の調達実績をホームページで公表する。
		◆行政内において、就労の場の提供を検討します。	障がい者福祉課 総務課	・庁内で継続して、障がい者就労に関する情報提供に取り組んでいく。	・障がい者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第36号)に基づき「障がい者活躍推進計画」を定めた。 (計画期間:令和2年4月~令和7年3月) 令和2年度現在の行政内(芦屋町)における雇用者総数 3名	○	・行政内における雇用の場の創出と働きやすい職場づくりが必要である。	・「障がい者活躍推進計画」に基づき働きやすい職場づくりに取り組む。

芦屋町障害者計画【R2】評価・【R3】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野7:雇用・就業の支援

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R2計画	R2取組結果・実績(具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R3計画
(2) 総合的な就労支援	職業リハビリテーションの推進	◆就労を希望する障がい者等に対し、障害福祉サービス等により就労の機会を提供し一般就労に向けた支援を行います。	障がい者・生活支援係 福祉課	・就労を希望する障がい者等に対し、障害者就労・生活支援センターや障害福祉サービス(就労移行支援事業所・就労継続支援A・B型の事業所)の利用を案内する。	・一般就労が困難な障がい者に対し相談支援専門員と連携し、障がい福祉サービスを提供することで就労の機会を確保した。 令和2年度の利用者の人数(令和3年3月末時点) ※カッコ内は令和元年度末の支給決定者数 就労移行支援 : 2名 (6名) 就労継続支援A型: 10名 (8名) 就労継続支援B型: 38名 (39名)	◎	・多様な就労の機会が提供できるよう継続して支援し、就労へつなげていく必要がある。	・障害者就労・生活支援センターや障害福祉サービス(就労移行支援事業所・就労継続支援A・B型の事業所)の利用を案内する。
		◆事業所や障害者就業・生活支援センターと連携し総合的な就労支援を行います。	障がい者・生活支援係 福祉課	・就労を希望する障がい者に対し、対象者に適した福祉サービスの提供や障害者就業・生活支援センター、職業訓練校等の情報を提供する。 ・障がい者就労・生活支援センターの業務連絡会議へ参加し就労への様々な情報を共有することで、就労支援へ活かす。	・対象者の状況を把握し、就労移行支援や就労継続支援の利用が難しい場合等には、その前段階として自立訓練等の利用を相談支援専門員等と検討した。 ・障がい者就労・生活支援センターの業務連絡会議には、業務の調整がつかず参加できなかった。	○	・対象者の状況を把握した上で、必要なサービスの提供を継続していく必要がある。(状況的に就労系サービスの利用が難しい場合等は、別のサービスで生活を整えてから就労系サービスへ移行できるよう支援していく)。	・利用希望者の状況を把握し、その時に適したサービスの提供ができるよう支援していく。 ・障がい者就労・生活支援センターの業務連絡会議に参加し就労への様々な情報を共有することで、就労支援へ活かす。
		◆広報紙で職業訓練等の周知を行います	産商工観光係	・職業訓練生の募集等、就労に関する情報を継続して窓口での提示やホームページ、広報あしやで周知する。	・広報あしやに就労に関する記事を掲載し周知した。 4/1号 時間外労働上限規制施行に関する記事の掲載 8/1、9/1、9/15、12/1号 職業訓練生の募集のお知らせ 8/20、9/15号 福岡県障がい者職業能力開発訓練生募集のお知らせ ・窓口に就労募集パンフレットを配架した。	◎	・就労に関する情報提供を継続していく必要がある。	・職業訓練生の募集等、就労に関する情報を継続して窓口での提示や町のホームページ、広報あしやで周知する。

芦屋町障害者計画【R2】評価・【R3】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野8:教育の振興

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R2計画	R2取組結果・実績(具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R3計画
(1) 福祉教育の充実	小・中学校における福祉教育等の推進	◆小・中学校において障がいについて学ぶ機会を設け、児童・生徒の障がい者理解を深めます。	学 校 教 育 課 係	・各学校における特別支援学級や通級指導教室の啓発を継続し児童・生徒や保護者への理解を深める。	・児童や生徒及び保護者に対し、特別支援コーディネーターが特別支援学級や通級指導教室に関する説明(啓発)を行った。	◎	・対象者が毎年変わるため、継続して啓発を行っていくことが必要である。	・各学校における特別支援学級や通級指導教室の啓発を継続し児童・生徒や保護者への理解を深める。
(2) 教育相談の充実	教育相談	◆教育相談会を実施し、支援を要する児童・生徒の教育的支援や就学指導及び進路指導を行います。	学 校 教 育 課 係	・発達や成長が気になる子ども及びその保護者を対象に、小児科医師や臨床心理士等が面談を行い、指導や助言を行う教育相談を実施する。(8月予定)	・8月に発達や成長が気になる子ども及び保護者を対象に、小児科医師や臨床心理士等が面談を行い、指導や助言を行う教育相談を実施した。	◎	・支援が必要な児童や生徒に対し、専門的知見からの指導、助言を行う教育相談を継続して行っていくことが必要である。	・発達や成長が気になる子ども及びその保護者を対象に、小児科医師や臨床心理士等が面談を行い、指導や助言を行う教育相談を実施する。(8月予定)
(3) 特別支援教育の充実	特別支援教育の充実	◆芦屋町特別支援教育連携協議会において、支援を要する児童・生徒に対し将来を見据えた円滑な支援がなされるよう協議を行います。	学 校 教 育 課 係	・芦屋町特別支援連絡協議会を開催することで、関係各所との情報共有を図るとともに、継続した支援がなされるよう連携強化を図る。 2回/年	・保・幼・小・中だけでなく、学識経験者や特別支援学校教諭、保護者等を招聘し芦屋町特別支援教育連携協議会を開催した。これにより、情報共有を図ると共に、継続した支援がなされるよう連携強化を図った。 令和2年度:1回開催※コロナ禍で前期の開催ができなかった。	○	・支援を要する児童・生徒に必要な支援がなされるよう、関係者との情報共有を継続していくことが必要である。	・芦屋町特別支援連絡協議会を開催することで、関係各所との情報共有を図るとともに、継続した支援がなされるよう連携強化を図る。 2回/年
		◆「あしやすくすくファイル」の活用や個別の指導計画、教育支援計画により適切な指導及び必要な支援を行います。	学 校 教 育 課 係	・就学児健診の際に「すくすくファイル」を活用し、学校教員と就学児及び保護者の面談を行う。その中で、子どもの気になる点などを確認し、早期支援につなげる。 ・各学校において、個別の指導計画・教育支援計画の更新を行う。	・就学前健診の際に「すくすくファイル」を活用し、学校職員と就学児及び保護者の面談を実施した。その際、紛失や未記入者に対する記載を呼び掛けた。 ・各学校において、個別の指導計画・教育支援計画の更新を行った。	◎	・「あしやすくすくファイル」の活用、利用促進について継続して啓発していくことが必要である。	・就学児健診の際に「あしやすくすくファイル」を活用し、学校教員と就学児及び保護者の面談を行う。その中で、子どもの気になる点などを確認し、早期支援につなげる。 ・各学校において、個別の指導計画・教育支援計画の更新を行う。

芦屋町障害者計画【R2】評価・【R3】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野9:社会活動の推進

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R2計画	R2取組結果・実績(具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R3計画
(1) 交流活動の促進	レクリエーション活動の充実	◆障がい者レクスポ大会等のレクリエーション活動を通じて、障がい者との交流を図り障がい者の社会参加を促進します。	生涯学習係	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度の障がい者レクスポ大会の開催日程を検討するため、関係団体を招集して、調整会議を行う。 広報あしやで障がい者レクスポ大会について周知する。 特別支援学級へ障がい者レクスポ大会の開催通知を行う。 総合運動公園使用料割引制度を、町のホームページ、福祉課が発行している「福祉のしおり」、広報あしや(町の広報紙)に掲載する 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者レクスポ大会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止した。 	-	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者レクスポ大会等のレクリエーション活動を通じて、障がい者との交流を図り障がい者の社会参加を促進するため、これまで通り事業を継続する。 総合運動公園使用料割引制度を、町のホームページ、福祉課が発行している「福祉のしおり」に掲載する。 広報あしやに障がい者に関連する記事などが掲載されるのに合わせて情報を掲載する。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者レクスポ大会の開催日程を検討するため、関係団体を招集して、調整会議を行う。 広報あしやで障がい者レクスポ大会について周知する。 特別支援学級へ障がい者レクスポ大会の開催通知を行う。 総合運動公園使用料割引制度を、町のホームページ、福祉課が発行している「福祉のしおり」に掲載する。 広報あしやに障がい者に関連する記事などが掲載されるのに合わせて情報を掲載する。
	ボランティアの育成	◆手話奉仕員養成講座により、地域におけるボランティアの担い手を育成します。	障がい者・福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 1市4町合同で手話奉仕員養成講座(基礎編)開催予定であったが、コロナ感染拡大防止のため、令和2年度は中止。 	<ul style="list-style-type: none"> 1市4町(中間市・遠賀郡)合同での手話奉仕員養成講座(基礎編)は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。 	-	<ul style="list-style-type: none"> 地域で活動するボランティア育成を継続して行っていくことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 1市4町(中間市・遠賀郡)合同で手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員を養成する。 手話奉仕員養成講座(基礎編)開催 期間:6/30~1/19 25回 場所:中間市地域交流センター 広報で手話講座開催について周知する。
(2) 各種団体の支援	障がい者団体等の活動支援	◆障がい者団体等の活動推進のため、団体の広報活動や団体間の連携を支援します。	障がい者・福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 要請に応じ、広報あしややホームページで障がい者団体の活動等について周知する。 広報掲載時、活動の内容が把握しやすいように、文字だけでなく活動状況の写真も一緒に掲載して周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 要請に応じ、広報あしやに障がい者団体の活動や募集について周知した。 *精神障害などを家族にもつ家族による家族学習会 8月 はまゆう家族会 (広報あしや7月1日号に掲載) 	○	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者団体と連携し団体への加入を継続して支援していくことが必要である。 実際の活動の内容が把握しやすいような周知方法について検討が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 要請に応じ、町のホームページや広報あしやで障がい者団体の活動等について周知する。 広報掲載時、活動の内容が把握しやすいように、文字だけでなく活動状況の写真も一緒に掲載して周知する。
		◆障がい者団体等が行う事業について自発的活動支援事業に基づき助成を行い、団体活動を支援します。	障がい者・福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋町障がい者等自発的活動支援事業について継続して周知をする。 自発的活動支援事業に基づき、障がい者活動団体へ補助金を交付する。 	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋町障がい者等自発的活動支援事業補助金交付実績 交付団体 1団体 5万円 事業内容 ◇障がい者の健康増進、交流及び障がい者へのスポーツ普及事業 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の自発的な活動を充実させるために制度の周知を図っていくことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋町障がい者等自発的活動支援事業について継続して周知をする。 自発的活動支援事業に基づき、障がい者活動団体へ補助金を交付する。